



特定生産緑地(尼崎市)の解除

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の6第1項の規定に基づき特定生産緑地の指定を解除したため、同条第2項の規定に基づき準用される第10条の2第4項の規定により、次のように公示する。

令和6年12月24日

尼崎市長

松本 眞



生産緑地地区名	面積(㎡)		公示日	備考	図面番号
	特定生産緑地				
	既に指定されている区域	解除する区域			
猪名寺1丁目6	約 700 ㎡	約 700 ㎡	令和6年12月24日		2
猪名寺2丁目1	約 1,100 ㎡	約 1,100 ㎡	令和6年12月24日		2
富松町3丁目1-1	約 2,000 ㎡	約 1,300 ㎡	令和6年12月24日		1
武庫之荘7丁目17	約 1,600 ㎡	約 1,600 ㎡	令和6年12月24日		1
武庫之荘本町1丁目2	約 900 ㎡	約 900 ㎡	令和6年12月24日		1
武庫之荘本町2丁目6	約 700 ㎡	約 700 ㎡	令和6年12月24日		1

特定生産緑地指定位置図(令和6年度)





